

第4次軽米町行政改革大綱

平成23年8月

岩手県軽米町

1 主 旨

本町の行政改革は、平成8年12月に「軽米町行政改革大綱」を策定し、これまで3次に渡る行政改革大綱に基づき、急速な高齢化社会の到来、少子化の進行、情報化、国際化の進展、生活の質や環境に対する関心の高まりなど、社会経済情勢の変化や町民の多様なニーズに適切に対応し、職員数の適正化や組織機構の見直しをはじめ、事務事業の見直しなど様々な改革に取り組んできた。これにより現在は、簡素で効率的な行政組織の構築と健全な財政運営を維持している。

一方、町を取り巻く状況は、世界的な金融危機の影響などによる長引く雇用環境の低迷や少子・高齢化の一層の進展、町民ニーズの多様化などの課題が山積し、町民の視点に立った迅速かつ柔軟な行政の対応が強く求められている。今後、社会保障関係経費や町づくりのための投資的な経費が増大し、財政面においても景気の低迷による個人住民税の減収と企業収益の悪化による法人住民税の減収が見込まれるため、財政状況はますます厳しくなると予想される。

このようなことから、今後の行政改革は、これまでに構築した簡素で効率的な行政運営と、健全な財政運営を維持し、最小の経費で最大の効果をあげるといふ行財政運営の基本に立ち、更なる事務事業の見直しや財源の重要施策への重点化等の取り組みを推進する。また、多様なニーズに適切に対応し、質の高い効率的な行政サービスを提供するため、組織体制の整備や職員の資質と能力の向上に努める必要がある。

また、今日の自治体運営には、町民自身が参加しその意志が反映される「自助・共助・公助」の精神による「協働・参画のまちづくり」を目指していくことが重要である。

以上の考えのもと、町は平成23年3月に策定した新軽米町総合発展計画の将来像である「豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいの町」の実現を目指し、行政改革を一層推進して行くための指針となる新たな行政改革大綱を策定する。

2 推進期間

本大綱は、平成23年度から平成27年度までの5年間で取り組むべき行政改革の基本方針を定める。

なお、大綱期間である5年間の実施計画を作成し、毎年度見直しを行いながら行政改革を推進する。

3 推進姿勢及び進行管理

第4次行政改革を着実に推進するため、町長を本部長とする軽米町行政改革推進本部を設置し、実施計画の策定と進行管理を行いながら、全庁をあげて推進する。

なお、行政改革の進捗状況については、取組状況を民間有識者等で構成する第三者機関の「軽米町行政改革推進委員会」に報告するとともに、広報等での情報提供を行い、町民の意見を積極的に取り入れ、行政改革を推進する。

4 推進の主要事項

(1) 町民との協働によるまちづくり

町民が行政に参画し、協働によるまちづくりを推進して行くためには、町民と行政との信頼関係を高めることが必要である。行政情報の提供や情報公開を積極的に行い、施策立案の過程において様々な手法により町民ニーズを把握し、町民の行政運営に対する関心や参画意識を高め、参画しやすい環境づくりに取り組む。

(2) 質の高い行政サービスの提供

① 行政サービスの向上

近年、行政を取り巻く環境や町民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化してきている。限られた財源の中で効率的で迅速な行政サービスの提供を実現するため、情報の取扱いに関する安全性に十分注意し、インターネット等の情報通信技術を活用した新しい行政システムを構築し、行政情報の電子化を行いながら総合的利用を推進する。

また、質の高い行政サービスに対する町民ニーズが高まる中、県で実施している町民に身近な行政事務・権限について、県と協議、検討を進めながら計画的に町で移譲を受け入れ、町民の利便性の向上を図るとともに、生活に密着した様々な行政サービスを提供している窓口のサービス向上に努める。

② 事務事業の効率化

最小の経費で最大の効果を生み出すことが出来る効率的な事務事業の執行体制を目指し、各種事業を検証し、業務におけるリスク把握やチェック体制を整備し、各種申請手続きの簡素化、迅速化を進める。

また、行政サービスの現状を再確認しながら、課題の発見、改善につなげ、

戦略的な事務事業の統廃合などの整理合理化や、コスト軽減により、財源の重要施策への重点化を図る。さらに、外部委託の推進など、地域活力の導入などについて検討し、更なる事務事業の効率化を推進する。

(3) 行政組織運営の確立

① 定員管理の適正化と効率的な行政体制の構築

厳しい財政状況の中で、町民ニーズの多様化と幅広い行政課題に柔軟に対応する体制を構築するため、軽米町定員適正化計画に基づき、事務の合理化や民間委託、非常勤職員等を活用しながら、重点的かつ戦略的な職員配置を行い、継続的に組織の検証・見直しを図る。更に、課及びグループ間の連携を強化するなど、中長期的な視点に立った適正な組織運営を行い、組織の強化と活性化に取り組む。

② 職員の人材育成の体制強化

地方行政においては、これまで以上に自己決定と自己責任の原則に基づいた政策面、財政面において自立した行政運営が求められている。それに対応するためには、行政執行を担う職員一人ひとりが、高度化した分野や領域について高い専門性を持つことが必要である。また、地域の持つ潜在力や個性を尊重しながら全町的な発展に繋げていくため、戦略的な政策形成により幅広い行政課題に取り組んでいく必要がある。そのため、軽米町人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実などを含めた人事管理制度を確立することにより、地方行政にふさわしい職員の育成を推進する。

(4) 健全な財政基盤の維持

① 歳入の確保と強化

町民が必要とするサービスを確実に提供し、全町的な発展をしていくためには、町税等の歳入確保が不可欠である。そのため、自主財源の確保に向けた企業誘致や産業振興を積極的に行うとともに、公正、公平性を確保するため、課税客体等の的確な把握や滞納整理の着実な実施等により、町税等の徴収対策を強化する。

また、各種使用料や手数料について、受益者負担の適正化の観点から定期的な見直しを行うとともに、広告収入の確保や遊休財産の処分などにより自主財源の確保に努める。

② 計画的な財政運営

限られた財源の中で、町民ニーズの多様化と幅広い行政課題に的確に対応し、これまでに構築した簡素で効率的な行政組織と健全な財政運営を維持するとともに、活力ある地域を創るための施策の展開が可能となるよう計画的な財政運営を推進する。

補助金の支出については、目的や効果及び必要性等について十分検討し、目的や効果が薄れたものは、廃止や縮小などの整理、合理化を図る。

